ごみについて考えよう!和歌山市のごみ情報紙 クル通信 Vol,34 令和 4 年 6 月 和歌山市環境部

首月は環境月間です

美しい地球の環境を守りながら、

豊かで住みよい和歌山市にするためには、 一人ひとりの行動が大切になります。

未来の子供たちによい環境を引き継ぐため に今一度見直し、できることから始めて みましょう。



快適と節電を両立したい!



エアコンと扇風機の併用で 涼しい風を循環





COOL CHOICE

賢い選択で 温室効果ガス低減

環境パネル展を

<期間>

6月13日(月) ~ 17日(金)

<時間>

 $8:30 \sim 17:15$

<場所>

市役所1階ロビー

※状況により中止

することがあります



窓の外に 「よしず」で より涼しく

> 旬の食材や かき氷で クールダウン



室外機に 日陰を作って



※無理のない範囲でご協力お願いします

環境政策課 073-435-1114



プラスチックu えらんで、減らして、リサイクル

今年4月に『プラスチック資源循環促進法』が施行されました。

プラスチック資源循環促進法とは、『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』 の略です。

プラスチック製品の設計から製造・販売、廃棄物の処理まで、プラスチックの流れとして資源の循環等の取り組みを促進するための法律で、基本原則として **3R (リデュース・リユース・リサイクル)+リニューアブル (再生可能な資源に置き換える)**を掲げています。

コンビニや飲食店などで提供されるワンウェイプラスチック(スプーン・ストローなど) の削減には、日々の生活の中で、プラスチック製品は必要な分だけ使用する、繰り返し 使用できる製品を活用するなど、私たちの生活に身近なプラスチックの使用について考え る時代になっています。

プラスチックについて 考えてみよう!

買い物の際、「スプーン」や「ストロー」など必要かどうか 考え、断るところから 取り組んでみよう!



まずはプラスチックの 2 R (リデュース…安易にもらわない・ごみにしない / リユース…繰り返し使う) から、 始めてみませんか?

ごみ減量推進員の皆様、ごみ減量と分け方・出し方の啓発に、いつもご協力頂きありがとうございます。



- ○集積場所の清掃、飛散防止ネットの設置や補修など
- ○集積場所の立会いとルール違反者への声かけ
- ○ごみ出しのルール、ごみ分別についての回覧板の作成
- ○自治会等でのごみ減量・分別とごみ出しのルール啓発
- 〇不法投棄への対応(防犯カメラ・防止看板の設置、通報等)



- ○一般ごみに雑がみ等の紙類の混入が多いため、分別の周知が大切だと思われる。
- ○資源について、分別・収集日を間違えている集積場所が多い。
- ○不法投棄が多いため、対策を考える必要がある。
- ○啓発看板や回覧板により、不法投棄やごみ出しのマナー違反の減少に効果が出ている。
- 〇出前講座で住民の意識が向上した。

※コロナ禍で活動が制限される中、取り組める範囲での報告を頂きました。 たくさんのご意見ありがとうございました。

(令和3年度ごみ減量推進員活動報告書より抜粋しました。)



不法投棄監視ボランティアの募集



和歌山市をみんなで 「ごみのないきれいなまちに」

ボランティアの方に、自主的に地域のパトロールを行っていただき、ごみの不法投棄を未然に防止することを目的としています。

(活動例)

- ・散歩時にパトロール
- ・不法投棄物を発見したときは市へ連絡
- ・不法投棄をしている現場を見つけたときは警察へ連絡





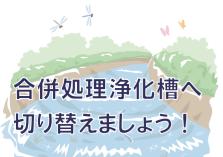
☆ベストは市が貸与します。

☆活動中のけがや事故に備え 保険に加入します。

(保険料は市が負担します。)



※任期は、毎年度末に継続の意思確認を行います。



「単独処理浄化槽」・「汲み取り便所」を

合併処理浄化槽に改造。する場合、設置費用の補助金に加え、

配管工事費用の補助金を上乗せ(上限 30 万円)します。

※改造とは、使用中の既存建物において、単独処理浄化槽・汲み取り便所から 合併処理浄化槽へ切り替えるものです。住宅の建て替えは含みません。

対象区域 公共下水道事業計画区域と集落排水整備区域を除く区域

補助対象 令和4年4月以降に着工し、令和5年3月末日までに

合併処理浄化槽の設置工事が完了する個人住宅。

【他にも諸条件があります。詳しくはホームページ、

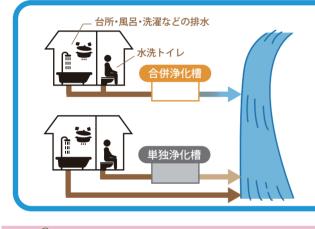
または浄化衛生課までお問合せ下さい。】

受付期間 令和4年6月13日(月)~令和5年1月31日(火)

【お問合せ先】 浄化衛生課:☎ 073-435-1067

補助は 予算の範囲内で 行いますので、 予算がなくなり次第 受付終了となります。





「単独処理浄化槽」は、し尿を処理するだけで、 「汲み取り便所」と同じく、生活雑排水を未処理の まま河川等に放流するため、川や海を汚して しまいます。水環境の保全と公衆衛生向上のため、 合併処理浄化槽への切り替えをお願いします。



日頃から電話でのお問い合わせの多い内容を載せています。 参考にしてくださいね。 (⑤) ◎

今回は、『乾電池・ボタン電池』の捨て方についてお答えします。

『乾電池・ボタン電池』は、年に2回、各地区で行っている「小型家電等」の回収の日に 作業員に手渡していただくか、青岸ストックヤードまたは収集センター(※事前連絡が必要です。)に 持ち込んで(自己搬入)いただくことで捨てることができます。

小型家電の収集の日程や実施場所は、地域の回覧板で確認してください。 ごみの分け方・出し方に困ったら、『リリクルネット』で検索してください。

ボタン電池はセロハンテープで絶縁してください

和歌山市民憲章

わたくしたちは、和歌山市民であることに誇りをもち、平和で豊かな まちをつくるため、市民の心がまえを定めます。

リリクルネット

1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。

4. 仕事に誇りを持ち、たくましい市民になりましょう。

2. 互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。 5. 教養を高め、視野の広い市民になりましょう。

3. きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。

(昭和41年11月3日に制定されました。)

■発行/和歌山市一般廃棄物課

★ 和歌山市の「ごみ」に関する情報は、リリクルネットにも掲載しています ★

リリクルネット:http://www.rerecle.net/

和歌山市 HP:http://www.city.wakayama.wakayama.jp

【お問合せ】電話 073-435-1352 FAX 073-435-1270 E-mail ippanhaiki@city.wakayama.lg.jp

Q

